

# 英語教育ユニバーサルデザイン研究学会会則 細則

## 第1章 総則

### 第1条

英語教育ユニバーサルデザイン研究学会会則により、理事会および会費に関する細則を定める。

## 第2章 理事会

### 第2条 職務

理事は次のいずれかの業務を担当する。

- (1) 会計・名簿
- (2) 企画・運営
- (3) ホームページ
- (4) 教材作成
- (5) 会報
- (6) 広報・渉外
- (7) 紀要編集

2 一人の理事が複数の業務を担当することは、これを妨げない。

### 第3条 議事録

理事会の議事については、議事録を作成する。

2 議長は、前項の議事録に記名押印又は署名する。

3 理事会は議事録を本会ホームページ上でこれを公開する。

## 第3章 会費

### 第4条 会費の額

本会規約第5条に定める会員種別により、会費の額を以下のように定める。

- (1) 一般会員 4,000 円
- (2) 学生会員 2,000 円
- (3) 準会員 3,000 円
- (4) 団体会員 8,000 円
- (5) 賛助会員 12,000 円

2 団体会員については、一団体につき3名までとする。

## 第4章 事務局

### 第5条 事務局

本会は、本会則第2条により、会務の運営のために事務局を置く。

### 第6条 事務局長

事務局長は、会長が指名し、理事会の承認を受ける。

### 第7条 事務局の構成

事務局は、次の役員および運営委員で構成される。

- (1) 事務局長
- (2) 事務局次長(1名)

- (3) 会長
- (4) 副会長
- (5) 運営委員(若干名)

#### 第8条 任期

運営委員の任期については、1期2年とする。ただし、再任を妨げない。

### 第5章 細則の改廃

#### 第9条 細則改廃

この細則の改廃は総会の議を経るものとする。

#### 附則

この細則は、2019年6月15日より施行する。